

答申第20号

第1 審査会の結論

- 1 草加市長（以下「実施機関」といいます。）が、平成22年1月8日付け草地第〇〇〇〇号公文書公開決定（以下「本件公開決定」といいます。）において、別紙1左欄記載の本件請求にかかる文書（以下「請求文書」といいます。）③に関して、別紙1右欄記載の実施機関が対象として特定した文書（以下「特定文書」といいます。）③を公開した決定は、これを取り消し、請求対象文書を改めて特定の上、再度決定することが妥当であると判断します。
- 2 実施機関が、本件公開決定において、請求文書④、⑮及び⑯に関してそれぞれ特定文書④、⑮及び⑯を公開した決定は、妥当であると判断します。

第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成21年11月26日付けで、実施機関に対し、別紙2記載の22件（うち3件は取下げ）の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」といいます。）を行いました。
- 2 実施機関は、本件公開請求について、異議申立人に対し、平成21年12月9日付け公文書公開決定等期間延長通知書において、本件公開請求の全てについて草加市情報公開条例（以下「本条例」といいます。）第12条第2項の規定により、公開請求のあった文書が大量であり、期限までに公文書を検索し、公開決定等を行うことが困難であることを理由に、平成22年1月8日までの公開決定等の期間の延長を行い、異議申立人に通知しました。
- 3 実施機関は、異議申立人に対し、本件公開請求のうち、平成22年1月8日付け本件公開決定において、請求文書③、④、⑮及び⑯について特定文書③、④、⑮及び⑯を全部公開とする決定を行い、異議申立人に通知しました。

なお、請求文書④及び⑯については、本件公開決定において公開された特定文書とは別の文書（「新田駅東口地区都市計画道路権利者意向調査」）を対象として、平成22年1月8日付け草地第〇〇〇〇号において、公文書一部公開決定がなされましたが、異議申立人による異議申立てを受けて、現在、別件として当審査会による審査が係属中です。

- 4 平成22年3月19日に異議申立人より異議申立書が提出され、平成22年12月10日付けで当審査会に諮問されましたが、異議申立人による平成21年12月11日受付分の異議申立てに対する審査及び答申に平成22年8月下旬まで要し、また、本件異議申立ての争点が多岐にわたることから、諮問前に実施機関が異議申立人との間で争点の整理を行う必要があります、その作業に時間を要しました。さらに、他の審査事案が係属していたため、本件の審査は平成23年9月開始となりました。

第3 異議申立人の主張趣旨

異議申立人の主張は、異議申立書、意見書、共通意見書及び口頭意見陳述の内容を総合すると、次のとおりです。

1 憲法第29条違反について

草加市は土地の買収に当たり、正当な補償を行うつもりがないため、憲法第29条に違反しています。

また、草加市情報公開条例により非公開とする場合は、施行者に悪意がない、業務が正当である、の2点が認められなければ、草加市情報公開条例の非公開情報として保護の対象とはならず、公開すべきです。

2 請求文書③に対する特定文書③の全部公開決定について

地域住民と協働によるまちづくりを進めているのであれば情報を公開していくべきであると考えますが、公開された特定文書③は、請求した文書とは違います。わざと違う文書を出しています。区画整理から外している部分は、当初、区域内でしたが、いつの間にか外れていました。今回請求しているのは、その理由や協議の部分であり、公開された特定文書③は請求した文書ではありません。

3 請求文書④に対する特定文書④の全部公開決定について

公開されたアンケートは、ア「新田駅東口地区基本計画（案）アンケート調査（平成20年度）」、イ「新田駅東口地区まちづくりアンケート調査（平成17年度）」、ウ「新田駅東口地区都市計画道路権利者意向調査」の3件ですが（ただし、ウについては、平成21年11月26日付けの公文書公開請求に対する平成22年1月8日付け草地第〇〇〇〇号において、一部公開決定されました。）、その他にもたくさんアンケートをとっているはずで、少なくとも新田駅東口地区まちづくり推進協議会（以下「協議会」といいます。）がとったアンケートがあるはずです。草加市は、

協議会がとったアンケートについては、把握していないと主張しておりますが、草加市が協議会に指示してとっているアンケートがあるはずであり、その場合は草加市で把握しているはずです。

4 請求文書⑮に対する特定文書⑮の全部公開決定について

請求した文書とは違います。草加市が「共同化のアンケート」と呼んでいる共同化だけについてのアンケートがあるはずですが、勉強会、検討会等で何回も共同化についてアンケートをとっています。また、アンケートをとって集計もしないのは、常識的に考えられません。

5 請求文書⑯に対する特定文書⑯の全部公開決定について

上記3と同様です。

第4 実施機関の主張趣旨

実施機関の主張は、理由説明書及び口頭説明の聴取内容を総合すると、次のとおりです。

1 特定文書③の公開決定について

異議申立人が請求している、一部区域を区画整理から外した理由書等については、区画整理予定区域の設定根拠を示す公文書が対象となりますが、これは、協議会が中心となりまとめた「新田駅東口地区まちづくり住民提案書（平成19年3月）」に基づき設定したことから、それを対象文書として特定し、公開決定したものです。

なお、区域の設定に当たっては、予め区域を定めたのではなく、どういった都市基盤整備を行うか地元と協議する中で、必要となる最低限の区域を設定しようとしたものです。

2 特定文書④の公開決定について

草加市が行ったアンケートについては、ア「新田駅東口地区基本計画（案）アンケート調査（平成20年度）」、イ「新田駅東口地区まちづくりアンケート調査（平成17年度）」、ウ「新田駅東口地区都市計画道路権利者意向調査」の3件であったため、ア及びイを対象の文書として特定し、公開決定したものです。また、ウについては、平成21年11月26日付けの公文書公開請求に対する平成22年1月8日付け草地第〇〇〇〇号において、一部公開決定しています。異議申立人は、上記3件以外にもアンケートをとっており、協議会等でもアンケートをとっていると主張していますが、草加市が関与していないため把握していません。

3 特定文書⑮の公開決定について

共同化に関することだけをとっているアンケートは存在せず、共同化についての質問を含むアンケートが「新田駅東口地区基本計画（案）アンケート調査（平成20年度）」であったため、これを対象の文書として特定し、公開決定したものです。

4 特定文書⑯の公開決定について

上記2と同様です。

5 草加市の説明責任について

異議申立人は、新田駅東口地区土地区画整理事業の計画内容や平均減歩率等権利者の負担に関する草加市の説明責任について主張しています。

草加市では、平成19年度に「新田駅東口地区まちづくり基本計画（案）」（以下「基本計画（案）」といいます。）を作成し、事業内容について関係権利者に対し説明会やアンケート等を実施してきました。現在、商店街の再配置や狭小宅地対策のための「共同化」について関係権利者を交えて検討をするとともに、現況調査や関係機関との調整を行うなど「基本計画（案）」の修正に向けた検討を行っている段階です。よって、現段階では不確定要素を多く含んでいることから混乱を招かないためにも詳細については公表していません。とくに、異議申立書に記載されている住民の負担（減歩率など）については、住民が最も知りたい情報であるため慎重に取り扱う必要があると考えています。

異議申立人が公開を主張する平均減歩率（公共減歩率）の算出に当たっては、公共用地の面積を確定する必要があるため、現況の調査等に併せ、「基本計画（案）」の修正（事業区域や道路計画、公園の配置計画等の方針決定）を行う必要があります。このため、草加市では23年度に作成している現況測量図を基に、関係機関や関係権利者との調整を踏まえ、「基本計画（案）」を修正する中で平均減歩率を算出し、今後予定している基本計画修正案の説明会において平均減歩率を公表する旨、関係権利者の皆様に説明をしています。

このようなことから、異議申立人の主張する草加市の説明責任については、今後の事業の進捗に合わせて関係権利者に説明をしていくなかで果たしていきます。

第5 審査会の判断

1 審査に当たっての基本的考え方

本条例は、第1条において、「この条例は、市民の知る権利を保障し、市の諸活動を市民に説明する責任を全うするため、公文書の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市民による市政への監視の下に、より公正で開かれた市政を推進し、市民の市政への参加の促進に資することを目的とする。」と規定するとともに、第5条において、「何人も、実施機関に対し、公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）をすることができる。」と規定しています。

これらの規定は、本条例が市民の知る権利を保障し、草加市の諸活動についての市民に対する説明責任を履行する手段として「公文書公開請求権」を具体的な権利として保障していることを示しています。

したがって、本件異議申立てを審査するに当たって、当審査会は、本条例の上記のような趣旨・目的に照らし、公文書公開請求権を最大限保障することを基本として審査することとします。

2 請求文書③について

異議申立人が、請求文書③として「Cブロック、Bブロックの一部、南東の角一帯を区画整理から外した理由書、協議書、議事録に類するものすべて。」を公開請求したところ、実施機関は、「新田駅東口地区まちづくり住民提案書（平成19年3月）」（以下「住民提案書」といいます。）を対象文書として特定し公開しました。異議申立人は、公開された公文書が対象文書ではないと主張しているため、この点について判断します。

当審査会が、一般配布、公開決定等の方法により公開されている平成19年3月の「住民提案書」7ページ目に記載されている「整備方針図（骨組み）」と平成20年3月の「基本計画（案）」2・3ページの「まちづくり基本計画（案）」に記載されている図を比較したところ、異議申立人が指摘している一部区域が除外されたと思われる、区画整理対象地区の記載の変更がありました。したがって、異議申立人の請求の趣旨をそんたくすれば、本件請求文書③の内容は、「住民提案書」と「基本計画（案）」の違いに関して、CブロックとBブロックの一部が区画整理の対象から除外された理由を記載した文書であると解釈することができます。

しかし、実施機関が公開決定した特定文書③には、「住民提案書」から「基本計画（案）」に至る過程で変更が生じた理由を示す記述はなされていないことから、本件特定文書③は請求文書③には該当しないものと判断します。

したがって、実施機関が請求文書③の本件公開請求に対し特定文書③を

公開した決定は、これを取り消し、請求対象文書を改めて特定の上、再度決定することが妥当であると判断します。

3 請求文書④、⑮及び⑯について

請求文書④、⑮及び⑯については、平成23年12月15日、当審査会が審査会事務局に地域整備課の保有文書の調査を行わせた結果、公開された公文書以外に該当する公文書は不存在であることを確認しました。また、実施機関の理由説明に不合理な点はなく、他方、異議申立人の主張によっても他に対象となる公文書が存在していると推認すべき根拠は見当たりません。

したがって、請求文書④、⑮及び⑯に関して、それぞれ特定文書④、⑮及び⑯を公開決定した結論は妥当であると判断します。

4 憲法第29条違反の主張について

異議申立人は、公文書を公開しないことが憲法第29条に違反すると主張しますが、文書の非公開処分が直ちに異議申立人の財産権を侵害するとはいえないことから、当該理由によって公開をすべきとの結論を導くことは妥当とはいえないと判断します。

第6 審査の経過

本件異議申立てに係る審査の経過は、次のとおりです。

- 平成22年12月10日 草加市長職務代理者から諮問を受けました。
- 平成23年 7月19日 諮問実施機関に対して、理由説明書の提出を求めました。
- 8月 2日 諮問実施機関から理由説明書が提出されました。
- 8月17日 異議申立人に対して、理由説明書の写しを送付するとともに、理由説明書に対する意見書の提出を求めました。また、口頭による意見陳述を希望するか照会しました。
- 9月 8日 異議申立人から意見書及び口頭意見陳述申立書が提出されました。
- 9月12日 諮問実施機関に対して、意見書の写しを送付しました。
- 9月22日 審査
- 9月26日 諮問実施機関に対して諮問事案に係る公文書及び関係資料の提出を求めました。

- 10月14日 諮問実施機関から諮問事案に係る公文書及び関係資料が提出されました。
- 10月19日 諮問実施機関から諮問事案に係る公文書及び関係資料が提出されました。
- 10月24日 審査、インカメラ審査の実施
- 10月26日 諮問実施機関に対し、口頭説明聴取に係る関係職員の出席について依頼しました。
異議申立人に対し、口頭意見陳述の日時を指定しました。
諮問実施機関に対して諮問事案に係る公文書の提出を求めました。
- 11月 4日 諮問実施機関から諮問事案に係る公文書が提出されました。
- 11月10日 審査、インカメラ審査の実施
- 11月24日 審査、異議申立人から口頭意見陳述、諮問実施機関から口頭説明の聴取
- 12月 8日 審査
- 12月12日 諮問実施機関に対して諮問事案に係る公文書及び関係資料の調査・提出を求めました。
- 12月16日 諮問実施機関から諮問事案に係る公文書及び関係資料が提出されました。
- 12月19日 審査
事務局調査（不存在文書の現地調査）結果報告
- 平成24年 1月24日 審査
- 2月 3日 審査
- 2月20日 審査
- 3月 6日 審査
- 3月21日 審査

平成24年4月2日

草加市情報公開・個人情報保護審査会
 会長 右 崎 正 博
 委員 大 井 法 子
 委員 早 川 和 宏

別紙 1

	本件請求にかかる文書 (公文書公開請求書記載のとおり)	実施機関が特定し公開した文書
③	Cブロック、Bブロックの一部、南東の角一帯を区画整理から外した理由書、協議書、議事録に類するものすべて。	・新田駅東口地区まちづくり住民提案書（平成19年3月）
④	市が新田駅東口のまちづくりに関して、取ったアンケート類に関するものすべて。	・新田駅東口地区基本計画（案）アンケート調査（平成20年度） ・新田駅東口地区まちづくりアンケート調査（平成17年度）
⑮	共同化へのアンケート結果と替成者数。但し、個人名等プライバシーに関するものは除ぞく。	・新田駅東口地区基本計画（案）アンケート調査（平成20年度）
⑯	平成16. 17. 18. 19. 20年に行なった、市又は東口協議会が行なった、区域内の意向調査アンケート結果。氏名住所等プライバシーに関するものを除ぞく。下水道の布設が一位になったアンケート他、すべてです。	・新田駅東口地区基本計画（案）アンケート調査（平成20年度） ・新田駅東口地区まちづくりアンケート調査（平成17年度）

別紙 2 (公文書公開請求書記載のとおり)

①	地域整備課の平成18年、19年、20年の東口協議会に対する「まちづくりアドバイザー制度助成金」等助成金の使途と支払先を証明する書類一式。助成金の金額も含める。
②	平成14年度からの草加市と東口協議会との協議、話し合い、打ち合わせをした協議書、議事録の内、事業（新田駅東口の町づくりに関する）を区画整理で施行する事に関する話し、決定、打ち合わせの協議、議事の部分
③	Cブロック、Bブロックの一部、南東の角一帯を区画整理から外した理由書、協議書、議事録に類するものすべて。
④	市が新田駅東口のまちづくりに関して、取ったアンケート類に関するものすべて。
⑤	東口協議会の会員を市に届けているものの内、会員数（ブロック別の）
⑥	草加市立病院用地の利用計画に関する書類のすべて（検討書類も含む）
⑦	同上用地の内、市の所有地外の土地の面積とその大体の場所
⑧	東口（新田駅）が4,000㎡必要な理由に関する書類のすべて
⑨	東口の土地不足に対する検討書、協議書の類の書類のすべて（東口区画整理に関するもの）
⑩	平成20年迄の東口町づくりに関する買収方式による施行の検討書類一式。業者に委託したものも含める。調査書、調査表に関するものも含める。
⑪	地域整備課員が出席した説明会、勉強会に類する会（新田駅東口の町づくりに関するもの）の議事ろく（東口協議会主催のものも含める）に類するものすべて。個人名等、プライバシーに関するものは除いて良い。
⑫	新田駅東口の町づくりに関する、地域整備課内の打ち合わせの議事録に類するもの。但し、個人名等プライバシーに関するものは除いて良い。市長との間も含む。
⑬	精求者の質問書に対する対応に関する回答書、議事録に類するものの全て。
⑭	平成20年に取った、新田駅東口まちづくりの為のアンケート結果に対する、課内、市役所内の議事、協議に関する書類一式
⑮	共同化へのアンケート結果と替成者数。但し、個人名等プライバシーに関するものは除く。

⑩	平成16. 17. 18. 19. 20年に行なった、市又は東口協議会が行なった、区域内の意向調査アンケート結果。氏名住所等プライバシーに関するものを除く。下水道の布設が一位になったアンケート他、すべてです。
⑪	(請求の取下げにより削除)
⑫	新田駅西口地区整備計画等作成及び事業推進業務委託の契約書、仕様書、設計書等の成果品の書類一式、契約日 平成20年6月18日
⑬	新田駅西口地区事業推進業務委託の契約書、仕様書、設計書等の成果品の書類一式 契約日 平成21年4月27日
⑭	(請求の取下げにより削除)
⑮	新田駅西口地区まちづくり基本計画策定業務委託の契約書、仕様書、設計書等の成果品の書類一式 入札 平成17年6月9日
⑯	(請求の取下げにより削除)